

「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」の概要

■ 対象工事及び発注方式

- ・山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とするが、次に該当する工事は除くものとする。
 - (1) 緊急を要する工事
 - (2) 対象期間が30日未満の工事
- ・発注方式は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

■ 適用

令和5年7月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用